

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 6年 6月13日

福島県南会津建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第24-41360-0052号
工事（委託業務）名	公共災害復旧工事（橋梁下部）
質 問 事 項	
<p>1. 経費区分は令和5年度を採用、機械損料は令和6年度版を使用しているという考えでよろしいでしょうか？</p> <p>2. 機械損料について、施工内訳に明示のある施工0-0058号表のバックホウ、施工0-0110号表のバックホウ、施工0-0170号表のバイプロハンマ、クローラクレーン以外の機械についても「機械損料地区補正」がされているという解釈でよろしいでしょうか？</p> <p>3. 施工0-0034号表のグラウト材（生モルタル）[T0000]の単価について開示願います。</p> <p>4. 冬期通行止め期間について、工事一時中止に係るガイドライン（福島県土木部）に則った工事一時中止に伴う増加費用の取扱いが適用されると考えてよろしいでしょうか？</p> <p>5. 冬期間の工事中止に伴う重建設機械の分解組立輸送や敷鉄板の撤去再設置が必要になる場合は協議対象と考えてよろしいでしょうか？</p> <p>6. 図面119/120 A1 橋台土留工構造図（その1）の注記2)に、「ジャストポイントでの地質調査結果がないため想定で設計を行っている」と記載がありますが、施工箇所は傾斜地のため工事が中断しないようジャストポイントでの追加ボーリング調査が必要ではないでしょうか？</p> <p>7. 設計図書の中にP1及びP2施工箇所への工事用道路関係の条件明示が見当たりませんが、仮栈橋から施工基面（地表面）までは高低差が30～40mあります。本工事（下部工工事）で必要となる作業員の安全通路（昇降設備含む）は協議対象と考えてよろしいでしょうか？</p> <p>8. 確認の為質問させていただきます。 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱の運用について 要綱第2条関係第2項の規定において、「条件付一般競争入札の場合については、開札日から落札者決定までの間に有資格業者が参加資格制限を受けているときは、落札候補者又は落札者とししないものとする。」と記載されておりますが入札参加資格制限措置期間が令和6年7月10日までとなっている企業は本案件（開札7月12日）に入札参加できますでしょうか。</p>	

9. 施工内訳表 85 頁 グラウト注入工のグラウト材（生モルタル）について採用単価の公表または、規格・配合について公表願います。
10. 施工内訳表 206 頁 クローラクレーン運転の機械損料地区補正（共用日当り）について補正係数等、算出根拠について公表願います。  
また、補正の対象は、クローラクレーンのみでしょうか。  
その場合、クローラクレーン数量が 0 となっているため地区補正も 0 円計上になるという判断でよろしいでしょうか。  
クローラクレーンのほかにも歩掛がありますが、同様に算出してもよろしいでしょうか。  
上記についてご教授願います。
11. 本工事は、議会承認が必要になるかと思われま。9号様式の工程表での始期はいつ頃と考えればよろしいでしょうか。ご教授願います。
12. 工事の始期又は終期に、現場までの除雪が必要になった場合は除雪費の計上の協議は可能でしょうか。また、積雪時期・豪雨等により工程に影響が発生した場合は工期延長の協議は可能でしょうか。ご教授願います。
13. 土量配分表において、流用土の埋め戻しがありますが、掘削土の仮置き場所について、設計上での場所をご教授願います。仮置きの現場状況により設計に変更が生じた場合の変更の変更協議は可能でしょうか。

#### 回 答 事 項

1. 令和6年4月1日の改定内容については、福島県土木部技術管理課ホームページ「令和6年4月1日からの積算における注意点について」のとおり、旧基準等にて積算しています。
2. 質問に記載の施工内訳表についてはシステム上A地区損料で計算されるため、S9997でB地区損料に置き換えています。質問に記載の機械以外についてもB地区損料を採用しています。
3. 採用単価表の番号9に記載の「モルタル（単価入力用）」の単価を採用しています。
4. 受注者の責めに帰すことができない事由により工事の一時中止に伴う増加費用が必要となった場合には、福島県工事請負契約約款第20条に則り協議の対象とします。
5. 福島県工事請負契約約款第20条に則り協議の対象とします。
6. 土留工近傍での地質調査結果を基に設計を行っております。工事着手後に条件変更が生じた場合には、福島県工事請負契約約款第18条に則り協議の対象とします。
7. 先行工事である仮架橋工において立木伐採等の作業を実施するため、P1及びP2施工箇所への作業員の往来は可能と考えております。工事着手時点での現場の状況により安全通路の設置が必要と認められる場合は、福島県工事請負契約約款第18条に則り協議の対象とします。

8. 「福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱の運用について」に基づき参加可能です。

9. 上記回答3のとおりです。

10. システム上A地区損料で計算される施工内訳表については、B地区損料に置き換えるためS9997で必要な機械損料数量を計上しています。よって、質問の施工内訳表206頁については、B地区損料を1.08供用日分計上しています。他の同様の歩掛についても同様に算出しています。

11. 工程表の始期は、本契約の日となります。昨年度の令和5年9月定例会の閉会日は10月4日でしたのでそれを参考に決定してください。

12. 工事の始期及び終期の現場までの除雪については、工事以外での対応を予定しています。工期延長については、福島県工事請負契約約款第22条に則り協議の対象とします。

13. 掘削土の仮置き場所としてA1橋台、A2橋台の背面ヤードを予定しております。現場状況や施工方法等により変更が必要となった場合は、福島県工事請負契約約款第18条に則り協議の対象とします。